

## 地震等の災害に対する対応に関して

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年6月19日）

京都大学吉田キャンパスこそ京都府京都市左京区に位置すれど、その構成員たる学生や教員、事務職員や清掃員などは区外、市外、あるいは府外からも通勤・通学しているのが現状です。

地震等の災害時に、吉田キャンパス近辺において発生した交通障害や物的・人的被害に対する配慮は一定程度なされていると存じますが、他方、遠方における交通障害や被害に対しては不十分であると申し上げざるを得ません。

教員は、シラバス上のカリキュラムの遂行のために、しばしば無理を伴って出勤せねばなりません。

学生もまた、全学共通科目に限りませんが、事実上「出席点」が重要評価項目として設定されている場合も多く、さらにこの評価によってコース・研究室配属にとどまらず多岐にわたって使用されるGPAが決定されているため、強く出席を要請されておりますし、出席に失敗すれば一定の不利益を被ります。あるいは「出席点」が採用されていない授業におきましても、学生が聴くべき内容を聴くことができない可能性が危惧され、やはり出席への要請は存在します。

これらのような状況は、災害時、特に遠方に在住する構成員に対し、現在の諸規定では対応しきれない不平等さを強いております。

問題なく出席が果たされても、例えば地震の場合ならば、気象庁が「平成30年4月9日01時32分頃の島根県西部の地震について」「平成30年6月18日07時58分頃の大阪府北部の地震について」などの最近の発表においても注意喚起している通り、その後数日間にわたり同程度の地震の続発の可能性はあり、大学にいる間にこのような続発があった場合、遠方在住の構成員は、いわゆる帰宅困難者となり、「京都大学吉田キャンパスにおける地震対策」で推奨されております最寄りの公共の避難所への避難により、これら避難所に一方的に負担を要求することになります。

またこの続発する災害の可能性を危惧しながら生活しなければならない状況を構成員に強制するような対応は、京都大学危機管理規定第11条（1）号にあります「不安の解消及び安心の回復」への努力を拒絶したことに他ならないように存じます。

以上を踏まえ、災害時の授業休止の条件をより広域な交通・被害状況を参照するものにする、あるいは緩和なものとする、カリキュラム遂行への要求を抑制することなどを改めてご検討ください。

【回答】（回答日：2018年6月27日）

（総務担当理事 森田正信、施設担当理事・副学長 佐藤直樹、教育担当理事・副学長 北野正雄、学生担当理事・副学長 川添信介）

ご意見ありがとうございます。

本学ではどのような場合に授業・試験をせず休校とするのかについては、「特別警報、暴風警報発令時及び公共交通機関運行休止時の授業・試験の取扱い」(<http://www.z.k.kyoto-u.ac.jp/zenkyo/weather>)で定めております。しかし、今回のような突発的な災害の発生時における本学の対応や休講の修学上の取り扱いにつきましては、今回ご指摘の点も含めて検討したいと考えております。